

令和 4 年 3 月 28 日

長崎市長 田上富久 様

長崎市景観審議会

会長 橋口 剛



長崎市景観条例 25 条第 1 項第 2 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和 4 年 3 月 24 日付長景推第 433 号で諮問のあった「館内・新地地区景観形成重点地区（新地ゾーン）の建物高さ規制の見直しについて」は、令和 4 年 3 月 24 日開催の第 9 回長崎市景観審議会において審議した結果、次のとおり答申する。

答 申

議案 館内・新地地区景観形成重点地区（新地ゾーン）の建物高さ規制の見直しについて

審議の結果、原案のとおり議決されたので承認する。なお、次のとおり、各委員より原案に関連した意見があったため、下記に記載する。

記

- 一、今後、同地区内で建替えなどが行われる際には、景観形成重点地区としての色彩や意匠形態の基準を遵守させることに加えて、中華街としての雰囲気や景観が壊されないよう強力に指導していただきたい。